

# 広報活動の状況（原子力損害賠償紛争解決センター）

## センターにおける広報活動

関係団体と連携し、これらの団体が主催する説明会への協力や広報資料の配布等を通じて、和解仲介手続の目的、機能、実績等について周知徹底を図る。

### （主な説明会協力実績）

年	協力日程数
平成30年	延べ10日程
令和元年	延べ34日程
令和 2年（）	延べ13日程

### 令和2年説明会協力実績（詳細）

- 1月 全日本企業福祉協会主催 ADR申立て説明会・相談会  
(11日 郡山市)
- 2月 福島県司法書士会主催 原発ADR説明会＆相談会  
(5日 郡山市、8日 富岡町、19日 いわき市)
- 3月 全日本企業福祉協会主催 ADR申立て説明会・相談会  
(1日 京都市)
- 7月 全日本企業福祉協会主催 ADR説明会・相談会  
(24日 郡山市、25日 福島市)
- 8月 全日本企業福祉協会主催 ADR説明会・相談会  
(8日 郡山市、9日 いわき市)  
浪江町主催 個別申立て説明・相談会  
(14日、15日 浪江町)
- 9月 南相馬市主催 賠償に関する講演会＆弁護士相談会  
(5日 南相馬市)  
全日本企業福祉協会主催 ADR説明会・相談会  
(20日 福島市・郡山市)

### （広報資料配布等実績）

#### 広報資料配布部数の増加

広報資料	令和元年	令和2年（）
リーフレット類	約4,000部	40,000部以上
チラシ類	約36,000部	100,000部以上

### 新たな広報資料の作成

- ・市町村毎和解事例チラシ
- ・新規作成チラシ  
(原子力損害賠償対策室と連携)

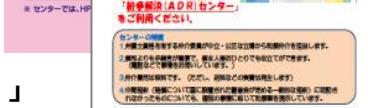
### 地方公共団体等が発行する 広報媒体への記事掲載

- ・福島県発行  
**「ふくしまの今が分かる新聞」**
- ・南相馬市発行「広報みなみそうま」
- ・大熊町発行「広報おおくま」
- ・川俣町発行「広報かわまた」
- ・浪江町発行「広報なみえ」

#### 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター から皆さまへ



#### 重要



# ～原発事故による損害を受けた皆様へ～

川俣町の方へ



## ADRセンターが無料で和解仲介します

- ・東京電力から示された金額では納得できない。
- ・東京電力から賠償されない。  
などお困りの方



**中立・公正な公的機関  
「紛争解決(ADR)センター」  
をご利用ください。**

### センターの特徴

- 1.弁護士資格を有する仲介委員が中立・公正な立場から和解仲介を担当します。
- 2.裁判よりも手続きが簡便で、御本人様おひとりでも申立てができます。  
(電話などで事情をお伺いしています。)
- 3.仲介費用は無料です。(ただし、送料などの実費は発生します)
- 4.中間指針(賠償について国に設置された審査会が定める一般的な指針)に明記されなかったものについても、個別の事情に応じて和解案を提示しています。

### センターの実績(令和元年12月末時点(速報値))

これまで2万5000件・11万人を超える方から申立てを受け付けています。

これまで仲介手続きを終了した案件のうち、8割以上が和解成立に至っています。

これまでの案件のうち、6割以上が弁護士を立てずに申し立てられています。

東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。  
和解案の提示に至らず打切りとなる場合があります。

原発事故直後の損害について、今からでも申立てできます。  
今回の原発事故に関する損害賠償請求を行うことが  
できるのは、損害を知った時から「10年」です。

## 個人：自主的避難等対象区域の方の例

### <事故前に野菜を自家栽培するなどされていた方の例>

・自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人らについて、**避難前は、自家栽培の野菜や養鶏による鶏卵を食していたが、避難先では養鶏が行えず、平成24年3月以降は避難先で野菜の栽培を再開したもの**の収穫量は避難前よりも減少したこと等の事情を考慮し、**平成25年3月分までの生活費増加費用(自家消費野菜・米・鶏卵)**のほか、**平成27年3月分までの避難費用及び避難雑費**が賠償されることとなり、**直接請求手続による124万円とは別に約199万円**が賠償された。(平成31年3月19日成立 公表番号1521)

### <母子が避難し、父はご自宅に残られた方の例>

・自主的避難等対象区域(福島市)に居住していたが、**父が自宅に残り、母子が避難した申立人らについて、平成27年3月分まで二重生活によって増加した生活費**のほか、**避難費用(交通費、宿泊費、引越関連費用)**や**避難雑費等、中間指針追補による76万円**とは別に**約211万円**が賠償された。(平成31年1月1日成立 公表番号1491)

### <お子さんがいらっしゃる方の例>

・自主的避難等対象区域(須賀川市)から避難した申立人ら(夫婦及び子ども2名)について、**子ども1名につき平成27年3月分までの月額2万円の避難雑費(148万円)**のほか、**避難費用(引越費用)**、**生活費増加費用(家財購入費)**等が賠償された。(平成31年4月5日成立 公表番号1534)

## 個人：旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域の方の例

旧避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、**子や孫との別離を余儀なくされた事情等**を考慮し、平成23年3月分から**平成30年3月分まで(別離状態が解消した平成23年9月から平成24年3月までは除く。)月額3万円**が賠償された。(平成31年1月8日成立 公表番号1406)

記入された「申立書」は、最寄りの事務所・支所(平日9:00~17:00 予約不要)で受け付け致します。また、右の住所まで直接郵送することも可能です。

〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13  
第8東洋海事ビル9階  
原子力損害賠償紛争解決センター  
東京事務所

## お問い合わせ

県内には福島事務所(郡山)及び4支所(南相馬、いわき、福島、会津若松)があります。県北(福島)支所:福島市霞町1-52(福島市市民会館503号室)



又は ☎ 0120-377-155 (受付時間 平日10:00~17:00)

文部科学省 ADRセンター

検索

原子力損害賠償紛争解決センター

ふくしまの



が分かる

発行：福島県庁  
避難者支援課  
☎024-523-4250



新聞 拡大版

令和2年1月21日(火) vol.77

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取り組みや福島の復興に向けた動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



① 夜ノ森の桜並木(富岡町)

② 会津田島祇園祭(南会津町)

③ 二本松の提灯祭り(二本松市)

④ 只見ふるさとの雪まつり(只見町)

特集

- ① 避難指示区域の復興
- ② ふくしま復興に向けた避難地域の環境整備

ふくしま復興ステーション



県内の放射線状況、食の安全・安心に向けた取り組み、ふくしまを応援する方々の活動など、復興の姿を分かりやすくお届けします。

ふくしま復興ステーション

検索



「ふくしまの今が分かる新聞」の最新号及びバックナンバーは、県のホームページからもご覧になれます。  
ダウンロードしてご活用ください。

[PC] 福島 今が分かる新聞

検索



11



6



8



9



10



11



# 原発賠償関連

特集

健康・福祉関連

住宅関連

就職関連

原発賠償関連

復旧・復興関連

## 東京電力 原子力損害賠償の問い合わせ先

東京電力は、原子力損害賠償の請求手続きについて、相談窓口やコールセンターを開設しております。お問い合わせや請求書類のご請求については、下記連絡先までご連絡ください。

### ◆原子力損害賠償全般に関する問い合わせ

福島原子力補償相談室(コールセンター) ☎0120-926-404

(平日:午前9時～午後7時 土日祝日:午前9時～午後5時)

### ◆土地・建物・家財の賠償に関する問い合わせ(「住居確保に係る費用の賠償」に関する問い合わせ)

福島原子力補償相談室(土地・建物・家財専用ダイヤル) ☎0120-926-596

(平日:午前9時～午後7時 土日祝日:午前9時～午後5時)

### ◆耳の不自由な方からのFAXによる問い合わせ

福島原子力補償相談室(専用FAX受付番号) ☎0120-722-251



## 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)

東京電力に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

### ◆申立書や和解事例集の配布、申立書の書き方についてのご案内

福島事務所・支所 (平日:午前9時～午後5時)

●福島事務所 郡山市方八町1-2-10 (郡中東ロビル 2階) ●県北支所 福島市霞町1-52 (福島市市民会館503号室) ●会津支所 会津若松市一箕町松長1-17-62  
●相双支所 南相馬市原町区本町2-1 (南相馬市役所北庁舎2階) ●いわき支所 いわき市平字小太郎町1-6 (いわきセンタービル4階)

※会津支所は毎週月・火・木曜日、会津支所出張窓口は大熊町役場会津若松出張所にて第2、第4水曜日に窓口を開設しています(午前9時～午後5時)。

☎0120-377-155 (平日:午前10時～午後5時)

### 和解が成立した事例

#### 居住制限区域で、ご家族で別の場所での避難となつた方の例

**事例①** 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦及び子2名)について、避難により家族の別離が生じたことや乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、平成23年3月分から乳幼児が小学校に入学する前月である平成27年3月分までは月額合計6万円、平成27年4月分から平成29年2月分までは月額合計3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償されたほか、申立人母の平成27年3月分から平成29年2月分までの就労不能損害について、本件事故前の給与と上記期間の給与との差額の一部(当初の10割から1割まで漸減)が賠償された事例。(平成31年4月9日成立 公表番号1511)

#### 自主的避難等対象区域の方の例

**事例②** 自主的避難等対象区域(須賀川市)から避難した申立人ら(夫婦及び子ども2名)について、子ども1名につき平成27年3月分までの月額2万円の避難雑費(148万円)のほか、避難費用(引越費用)、生活費増加費用(家財購入費)等が賠償された。(平成31年4月5日成立 公表番号1534)

#### 旧緊急時避難準備区域の事業者の例

**事例③** 旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で飲食店を営んでいたが、原発事故に伴う売上げの減少等により、平成27年3月に廃業した申立人について、廃業損害(逸失利益の約2年分)のほか、解体工事の必要性等を考慮して廃業に伴う建物設備の解体費用の約8割相当額が賠償された事例。(平成30年3月29日成立 公表番号1368)

※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。

※詳しくは、QRコードより、個人・事業者、住所地、業種、損害項目などにより分類した和解事例をご覧ください。

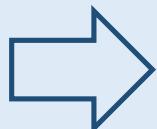
また、和解事例集(抜粋版の冊子)も無料で送付しております。

▶和解事例にリンクしています



# 原子力損害賠償紛争解決（ADR）センター への申立ても御検討ください！

原発事故による損害賠償で、  
「東京電力から示された金額では納得できない。」  
「東京電力から賠償されない。」などお困りの方



中立・公正な公的機関  
「紛争解決（ADR）センター」  
が無料で仲介します。

1. 弁護士資格を有する仲介委員が中立・公正な立場から和解仲介を担当します。
2. 裁判よりも手続きが簡便で、御本人おひとりでも申立てができます。  
(電話などで事情をお伺いします。)
3. 仲介費用は無料です。（ただし、送料などの実費は発生します。）
4. 中間指針（賠償について国に設置された審査会が定める一般的な指針）に明記されなかったものについても、個別の事情に応じて和解案を提示しています。

実績

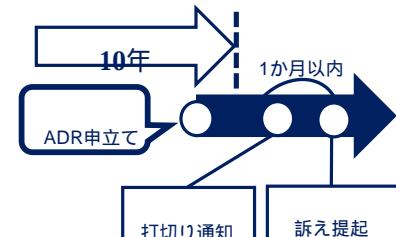
8割以上（約1万9700件）で和解成立

（令和元年12月までに終了した約2万4600件中の速報値）

ADRを申し立てると、、、

和解成立

和解が成立せず、打切りになった場合  
でも、打切り通知を受けた日から1か月  
以内に裁判所に訴えを提起すれば、  
時效にかかりません！



お問合せ先 ADRセンター



0120-377-155 (平日10:00~17:00)

\*ホームページはこちら（申立書式・和解事例もあります）





## 米沢まくろび講座

「こんなとき、どうしらたらいい?」「どんな食べ物や調理が合いますか?」食べ物からだを考えましょう。

今回は、おはなし中心の講座になります。日常で気になることを聞いてみましょう

日 時：10月9日（金）10:00～14:00

場 所：米沢市万世コミュニティセンター 調理室（米沢市八幡原5丁目4149-9）

講 師：佐藤あづさん

参加人数：5名（先着順）参加費 500円

申し込み：やまがた絆の架け橋ネットワークホームページにある申込みフォームから必要事項を入力してお申し込みください。

（9月14日受付開始）申込み後3日以内に内容の確認について返信をします。

返信がない場合は023-674-6013までご連絡ください。

@kakehasi.jpn.orgからの返信を受信できるように設定をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、中止や延期なども考えられます。

【お問合せ】福島こころの公民館 fucco（ふっこ） TEL 023-674-6013 http://kakehasi.jpn.org



## やまがた育児サークルランドからのお知らせ

「こんなことしてみたいな～」という皆さんの声を基に、ままカフェサロンを作っています。

皆さんのリクエストをお待ちしています。

ままカフェサロン～アロマキャンドル～見守り託児付です

日時：10月9日（金）

はーとタイム

わくほこ芋煮会

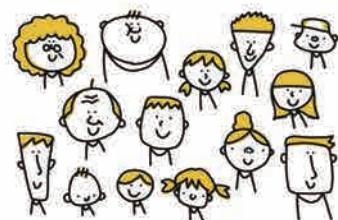
日時：10月18日（日）

日時：11月3日（火・祝）

詳細はお問い合わせください。

【お問合せ】

特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランド TEL 023-687-1720



## 原子力損害賠償に関する個別相談会

日 時：10月31日（土）10:00～16:00（休憩 12:00～13:00）

場 所：山形市総合福祉センター（山形市城西町2-2-22）

・相談時間は1回1時間 ・弁護士が原子力損害賠償全般について相談対応いたします

対象：原子力損害においてお困りの皆様 ・個別のご相談は必ず事前予約をお願いいたします。

【予約・お問合せ】

原子力損害賠償・廃炉支援機構 TEL：0120-330-540（9:30～17:00 土日祝も受付）



## 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）からのお知らせ

ADRセンターでは、原子力発電所事故による損害賠償について、東京電力の提示条件に納得できない、賠償されない、裁判では手続きが大変そうだ、などと感じられる方々に対して、個別の事情に応じた和解の仲介業務を行っています。国の機関であり、どなたでも申立てができます。申立手数料は無料です（ただし、送料、通信費は要します）。これまで仲介手続きを終了した案件のうち、8割以上が和解成立に至っています。



弁護士資格を有する私たち調査官が、  
詳しいご事情を伺い、手続きを進めます!!

申立てに関する問い合わせ窓口

文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター

TEL 0120-377-155（平日午前10時～午後5時）



### 賠償された事例

家族のうち、父は福島市内に残り、母と子が福島市から山形県内に避難した申立人らに対して、避難に要した交通費等のほか、母が避難により働くことができなくなってしまったことによる損害、別々に生活することによって増加した生活費、子が幼稚園を転園したことによって生じた保育料の差額分等が賠償された事例（公表番号1498・平成31年2月1日成立）。

# 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター から皆さまへ

原発事故による損害賠償で、  
「東京電力から示された金額では納得できない。」  
「東京電力から賠償されない。」  
などお困りの方

**中立・公正な公的機関**  
➡ **「紛争解決(ADR)センター」**  
**が無料で仲介します。**



## 重要

### ●センターからのお知らせ●

- ✓ **申立て手数料は無料です。**  
※申立て書類の作成費用、郵送費用等は各自のご負担となります。
- ✓ 事故直後の損害について、今からでも申立てができます。
- ✓ 裁判よりも手続きが簡便で、ご本人様おひとりでも申立てができます。
- ✓ 弁護士費用は自己負担ですが、センターでは、和解金額の3%を目安に、弁護士費用を賠償すべき損害と認めています。
- ✓ 東京電力への直接請求と同時並行で申立てができます。
- ✓ 既に東京電力との間で合意している場合でも申立てができます。
- ✓ 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。
- ✓ 東京電力との間で争いがない金額については、速やかに、一部和解案の提示を行っています。

※ センターでは、HPに加え、携帯サイトを開設しております。  
⇒「文部科学省 ADR」で検索

# 和解仲介の手続きの流れ(標準的な例)

## 申立書の作成

(申立書用紙は下記から入手できます。)



ホームページ  
から入手

センターの窓口  
で受取

センターの受付  
電話に郵送依頼

※申立書の記入方法等を事務所・支所にて丁寧にご案内しています。お気軽に立ち寄りください。

## 申立書の提出

- 申立書に必要事項を記入し、必要な証拠書類とともに当センター東京事務所あてにご郵送又は最寄りの事務所・支所までお持ちください。



※申立書は原本1部・コピー2部、証拠書類はコピー3部をご提出ください。

※別途、控えとして申立書のコピーと証拠書類の原本をお手元にお持ちください。



## 申立ての受理

- 申立書に形式的な不備がないかを確認して受理します。  
※書類の追加をお願いすることもあります。

## 仲介委員の指名通知等

- 当センターから、和解の仲介を担当する仲介委員の氏名・連絡先などについて記載した通知書をお送りします。(申立て後1か月から1か月半程度)
- 東京電力の答弁書(手続開始当初における東京電力の言い分)も通知書に前後して届きます。

## 和解の仲介

- 中立・公正な立場の仲介委員が、必要に応じて、面談、電話、テレビ会議、書面により、事情をお伺いしながら解決を目指します。  
※当事者間に争いのない金額は早期に一部和解案を提示します。  
※仲介委員の判断により、和解案の提示に至らず打切りとなる場合があります。

## 和解案の提示

### 和解の成立

※東京電力と和解契約を結んでいただきます。

東京電力から  
賠償金のお支払\*

### 和解の不成立

打切り

- 打切りの場合でも再度の申立ては可能です。
- 裁判による解決を希望する場合、民事訴訟の提起も可能です。

# 当センターの実績

## ○センターでの和解仲介の実績

★センター発足から8年で約2万4000件を超える案件が終了しており、このうち、8割以上が和解成立に至っています。

※これまでの案件のうち、約6割が弁護士を立てずに申し立てられています。

★中間指針(賠償について国に設置された審査会が定める一般的な指針)に明記されなかったものや東京電力の基準で賠償されなかったものについても、センターでは個別の事情に応じて、和解案を提示しています。

## ○これまでセンターで和解した事例

★これまでに成立した和解事例(一部)をホームページで公表しています。

ADR 和解事例

検索

★簡易の和解事例集を無料で配布しております。ご希望の方は、下記フリーダイヤルにお電話いただければ、送付します。次面に記載の事務所・支所でもお渡しております。

フリーダイヤル



0120-377-155



※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありません。

